

## 閲覧が一時不能となる史料について

次に掲げる史料につきましては、史料保存のためにマイクロフィルム撮影を実施しており、閲覧して頂くことが出来ませんので、ご了承ください。

### 6月の閲覧不能史料

#### 陸軍一般史料

中央一軍隊教育典範歩兵の部  
中央一軍隊教育典範銃（小火器）

中央一軍隊教育典範騎・機甲の部  
中央一軍隊教育典範戦車・自動車

#### 海軍一般史料

⑥技術－研究資料

### 7月の閲覧不能史料(予定)

#### 陸軍一般史料

中央一軍隊教育典範歩兵の部  
中央一軍隊教育典範銃（小火器）

中央一軍隊教育典範騎・機甲の部  
中央一軍隊教育典範戦車・自動車

#### 海軍一般史料

⑥技術－研究資料

なお、業務の都合により、撮影作業の変更がある場合がございますので、閲覧不能史料の細部につきましては、電話 03-3260-7102 にて、閲覧室係員へお尋ねください。